

令和 8 年度入札・契約制度改革の概要について

1. 最低基準価格等の事後公表の試行実施について

現在、予定価格 1 億円未満の工事については、最低基準価格・低入札調査基準価格を事前公表としていますが、談合等の不正行為防止等の観点から、予定価格 6, 0 0 0 万円以上 1 億円未満の工事の入札における最低基準価格・低入札調査基準価格については、事後公表（入札結果と併せて公表）とします。

適用は、令和 8 年 4 月 1 日以降に発注する建設工事とします。

2. 予定価格等の事後公表を試行する対象工事の見直しについて

工事における予定価格等の事後公表については、令和元年 1 0 月から予定価格 1 億円以上の一般土木工事及び建築工事、令和 3 年 1 0 月からは予定価格 1 億円以上の全ての工種において試行実施しているところです。

予定価格等の事後公表の入札については試行から 6 年以上経過し、事業者の負担軽減の観点及び市民生活への影響の観点から、事後公表の取扱いについて見直しを行います。

(1) 対象工事の見直し

現在、全ての予定価格 1 億円以上の工事ですべての予定価格等を事後公表としていますが、予定価格を事後公表とする工事を予定価格 1 億円以上の工事のうち一部の工事とします。

(2) 予定価格を事後公表としない予定価格 1 億円以上の工事

①最低制限価格の設定（低入札価格調査制度を適用する案件を除く）

最低制限価格については、予定価格 1 億円未満の工事と同様に最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とします。

②最低基準価格及び調査基準価格の公表時期

予定価格 6, 0 0 0 万円以上 1 億円未満の工事と同様に事後公表とします。

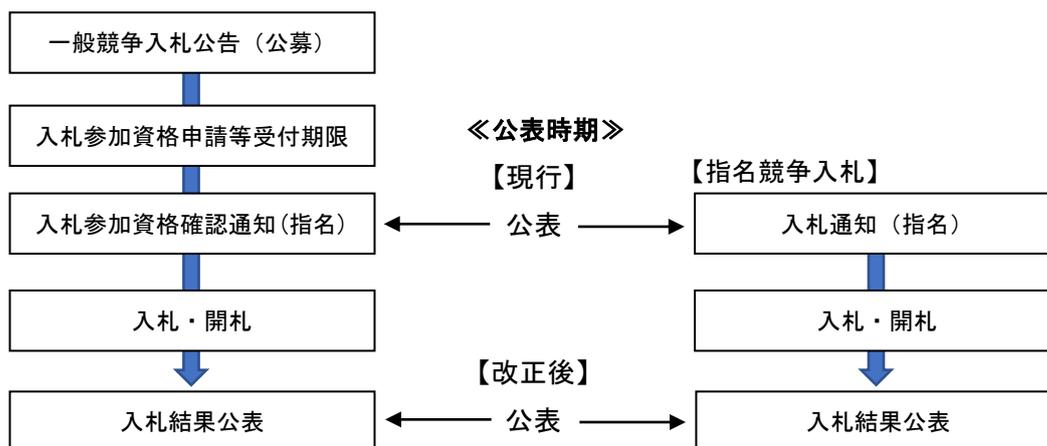
適用は、令和 8 年 4 月 1 日以降に発注する案件とします。

3. 指名業者の事後公表の拡大について

現在行っている入札・見積（特命随意契約を除く）のうち、予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としていますが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

適用は、令和8年4月1日以降に発注する案件とします。

【一般競争入札・（簡易）公募型指名競争入札】



【上記1～3を踏まえた公表時期の変更内容】

パターン	公表時期			適用案件	
	予定価格	最低基準価格等	指名業者	改正前	改正後
①	事前公表	事前公表	事前公表	物品、役務、コンサルタント、1億円未満の工事	なし
②	事前公表	事前公表	事後公表	なし	物品、役務、コンサルタント、6000万円未満の工事
③	事前公表	事後公表	事後公表	なし	6000万円以上1億円未満の工事、1億円以上の工事のうち予定価格を事後公表としないもの
④	事後公表	事後公表	事後公表	1億円以上の工事	1億円以上の工事のうち予定価格を事後公表とするもの

4. 少額随意契約の基準額の引き上げについて

令和7年4月1日に地方自治法施行令が改正され、第167条の2第1項第1号(少額随意契約)に定める随意契約によることができる予定価格の基準額が引き上げられたことに伴い、令和8年4月1日から宇治市においても随意契約によることができる上限額を引き上げます。

【宇治市財務規則第109条】

契約の種類	現行	改正後
一 工事又は製造の請負	130万円	200万円
二 財産の買入れ	80万円	150万円
三 物件の借入れ	40万円	80万円
四 財産の売払い	30万円	50万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

また、随意契約によることができる上限額を引き上げに伴い、当該基準額を参考に設定しています以下の金額についても引き上げます。なお、契約課を通じて発注する案件の予定価格の基準額に変更はありません。

- ①入札時に内訳書の提出を要する工事の予定価格
- ②前金払及び中間前払金をすることができる工事の予定価格
⇒130万円以上から200万円以上
- ③発注予定(発注の見通し)の公表の対象となる金額
⇒建設工事:200万円以上、測量・建設コンサルタント等業務:100万円以上、物品の売買・賃貸借:150万円以上、印刷製本及び製造の請負:200万円以上、役務の提供:100万円以上

5. 建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格(設計額)に変更が生じる場合、現在は全て入札を中止とし、再発注にあたっては入札公告等を行っていますが、違算等により予定価格(設計額)に変更が生じる場合であっても、市民生活への影響を最小限にし、さらなる事業者の負担軽減を図るため、以下のとおり変更します。

(1)入札前の段階で違算等が判明し違算等の程度が軽微な場合は、予定価格を変更し入札を続行できることとします。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、以下に該当する場合は入札を中止します。

- ①入札参加資格要件に変更が生じる場合
- ②入札参加者に変更が生じる可能性がある場合
- ③既に入札書が提出されている場合

- ④その他、公平・公正な入札が確保できない可能性がある場合
 (2) 入札後の段階で違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合は、指名競争入札へ移行できることとします。

適用は、令和8年4月1日以降に発注する案件とします。

6. 工事成績優良業者の評定点の見直し及び経過措置について

工事成績評定点については、毎年上昇を続けており、令和6年度においては平均点が優良業者基準の74点を超えたことから、令和8年度以降については78点以上を付与された市内業者を工事成績優良業者とします(以下、令和8年度からの評定を「新評定」、令和5年度から令和7年度までの評定を「旧評定①」、令和4年度までの評定を「旧評定②」と言います)。このことに伴う工事成績優良業者対象工事参加業者の選定基準につきましては、新評定と旧評定の結果が混在することから、経過措置を設けます。

※工事成績の評定基準は、契約締結の年度(契約日)により新評定か旧評定かが決まるため、令和4年度以前に契約で令和5年度完成の工事は旧評定②、令和5年度から令和7年度契約で令和8年度に完成の工事は旧評定①により評定点が決まります。

<経過措置>

新評定と旧評定に、以下の通り、それぞれ基準点を設けます。

- ・新評定：78点以上(令和8年度以降に契約を締結した工事)
- ・旧評定①：74点以上(令和5年度～令和7年度に契約を締結した工事)
- ・旧評定②：72点以上(令和4年度までに契約を締結した工事)

優良判定年度と評定基準の新旧の関係

	経過措置対象期間(検査年度)						
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
令和8年度優良	旧①②	旧①	旧①				
令和9年度優良		旧①	旧①	旧①・新			
令和10年度優良			旧①	旧①・新	新		
令和11年度優良				旧①・新	新	新	
令和12年度優良					新	新	新

※工事成績優良業者の除外基準には、変更はありません。

<除外基準>

- ①全ての工事種別において、当該年度を含む過去2年間に、評定点65点未満を付与されたもの。

- ②当該年度を含む過去2年間に、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（「不正又は不適切な行為」における「正当な理由無く競争入札等に参加しなかったとき」を除く。）を受けたもの。

7. 入札時に提出する工事費内訳書への労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という。）の改正に伴い、入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととされました。（入札契約適正化法第12条）

令和8年4月1日以降に入札公告等を行う案件から内訳書の様式に当該経費の項目を追加しますので、入札の際には記載して提出してください。

記載例

費目	工種	単位	数量	金額	適用
本工事費					
	〇〇〇〇工	式	1		a
	〇〇〇〇工	式	1		b
	〇〇〇〇工	式	1		c
	〇〇〇〇工	式	1		d
直接工事費		式	1	A (a + b + c + d)	
うち材料費		式	1		e
うち労務費		式	1		f
共通仮設費		式	1		B
現場管理費		式	1		C
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		g
うち建退共制度の掛金		式	1		h
一般管理費		式	1		D
工事価格				A + B + C + D	
うち安全衛生経費		式	1		i

従前からの記載箇所： a, b, c, d, A, B, C, D, A + B + C + D

新たに記載が必要となる箇所： e, f, g, h, i

8. その他連絡事項

(1) 建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する一定

規模以上の建設工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。

対象となる工事の落札者は、契約書の作成にあたり、「法第13条及び省令第7条に基づく書面（別紙「別添」記載例参照）」を契約書約款の最終頁として綴じてください。

（2）業者登録追加受付について

現在、業者登録の追加受付については、5月から10月までの毎月（1日～10日）申請を受け付けています。令和8年度も、現行の運用を継続することとします。

令和7年11月に受け付けしました、令和8・9・10年度の定期申請（市内業者向け）の手続きをされていない市内本店業者の皆さまについては、令和8年3月31日で業者登録の有効期間が切れますので、忘れずに申請してください。

（3）メールアドレスの登録について

令和6年9月より契約課及び建設総括室より行っている入札・契約等に係る連絡方法を、ファックスからメールに変更しております。メールアドレスが未登録の場合や、メールアドレスの変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

工事及びコンサルタントの入札において、京都府電子入札システムより送信されるメールについては従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、変更以前にファックスで連絡していたものについてはメールで連絡いたします。

（4）各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいています営業所技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いいたします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(5) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いいたします。

(別添)

記載例

法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

工事名：○○○○○○○○○工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①建築設備・内装材等 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎杭 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他(ブロック塀) ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
 ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

○○○, ○○○ 円 (税抜き)

取壊し作業及び積込に係る費用の見積金額を記入

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○リサイクル(株)	○○市○○町○○-○
アスファルト	○○アスコン(株)	○○市○○町○○-○
木材	○○産業(株)	○○市○○町○○-○

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

- (注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

△△△, △△△ 円 (税抜き)

特定建設資材とは、

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建築資材 (コンクリート二次製品等)
- ・木材 ・アスファルト

特定建設資材の処分及び運搬に係る費用の見積金額を記入

記載例

(別添)

法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

工事名：○○○○○○○○工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

増築・改築の場合で解体作業がある場合のみ記載

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①造成等 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他() □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費)

該当無し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○リサイクル(株)	○○市○○町○○ - ○
アスファルト	○○アスコン(株)	○○市○○町○○ - ○
木材	○○産業(株)	○○市○○町○○ - ○

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

△△△, △△△

円 (税抜き)

(注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

増築・改築による一部解体により発生する資材及び施工により発生する端材等の特定建設資材の処分及び運搬に係る費用の見積金額を記入

記載例

(別添)

法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

工事名: ○○○○○○○○工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用

○○○,○○○ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

解体工事において、取壊し作業及び積込に係る費用の見積金額を記入

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○リサイクル(株)	○○市○○町○○-○
アスファルト	○○アスコン(株)	○○市○○町○○-○
木材	○○産業(株)	○○市○○町○○-○

特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

△△△,△△△ 円(税抜き)

() 受注者の見積金額(運搬費を含む直接工事費)

特定建設資材の処分及び運搬に係る費用の見積金額を記入

解体工事とは、橋梁の架替における旧橋撤去工事、不要になった迂回路の撤去工事など、その機能の全て又は一部を完全に失う場合の工事